

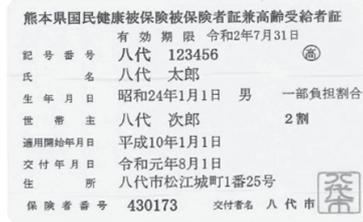
国民健康保険

問合せ 国保ねんきん課 保険税係 ☎ 33 4 1 1 3

8月から保険証が変わります
(水色→黄色)

本市の国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日(水)です(一部の人を除く)。

8月1日(木)から使用する新しい保険証の色は黄色で、7月上旬に簡易書留で郵送しますので、必ず受け取りをお願いします。



国保税の納付書を送付します

令和元年度の課税所得(平成30年中の所得)が確定し、国保税の年税額を本算定しましたので、納付書を7月中旬に、世帯主宛に送付します。世帯主が国保加入者でない場合でも、納税義務者は世帯主になります。

第4期(7月)以降は、本算定した年税額から、第1期から3期(4月~6月)の課税額を差し引き、残りの金額を9カ月間(7月~3月)で調整した額を納めることになります。

軽減判定所得の拡大

低所得者世帯には、均等割と平等割の軽減が法で定められています。

国保税の軽減判定所得の基準が見直され、令和元年度の本算定から、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が拡大されました。

【均等割と平等割が軽減される世帯】

7割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円
5割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円 + 加入者数 × 28万円
2割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円 + 加入者数 × 51万円

※前年の総所得金額等は、「世帯主」・「国保加入者」・「国保から後期高齢者医療制度へ移行した人」の前年の総所得金額等合算

課税限度額(医療分)の変更

国保税額の算出額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国保税額となります。その課税限度額が次の通り変更になりました。

	[現行]	[改正後]
医療分	58万円	61万円
後期高齢者医療分	19万円	19万円
介護納付金	16万円	16万円
合計	93万円	96万円

倒産や解雇などで退職した人に対する軽減制度

倒産や解雇、雇止めなどにより退職した「非自発的失業者」に対する国保税や高額療養費などの自己負担限度額が軽減される制度があります。

軽減内容

退職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、該当する人の給与所得を100分の30とみなして国保税を計算します。なお、給与所得以外は軽減されません。

対象者 次の3つ全てに当てはまる人が対象になります。

- ① 国民健康保険に加入している人
- ② 退職日時点で65歳未満の人
- ③ 退職時に交付された「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次のいずれかに該当する人

倒産、解雇などによる離職

離職理由コード：11・12・21・22・31・32

雇用期間満了などによる離職

離職理由コード：23・33・34

※詳しくは、市ホームページで確認するか、問い合わせください。

限度額適用認定証の申請・更新手続き

【入院や高額な外来診療を受けるとき】

国民健康保険加入者は、事前に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払いが世帯の所得に応じた自己負担限度額となります。認定証は申請月の初日から有効です。また、住民税非課税世帯は入院時の食事代も安くなります。

なお、70歳未満で国保税の滞納がある世帯の人には、原則として認定証は交付しません。

申請に必要なもの 認め印、保険証、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、直近に納めた国保税の領収書(口座振替・特別徴収以外の人)

更新手続き 現在交付を受けている人で、8月1日(木)以降も、入院や高額な外来診療で認定証が必要な人は、更新の手続きをお願いします。

受付期間 7月1日(月)から8月30日(金)

※国保税の納付確認ができない場合や、市外からの転入者で課税状況が不明な場合などは、窓口で即日交付できない場合があります。

更新の条件(70歳未満の人)

8月1日現在で国保税の未納がない世帯の人(納付期限が7月31日(水)までの国保税)

※納付書払いの世帯は、7月分を納付後に申請ください。口座振替の世帯は、これまでの納付状況次第では後日送付となる場合があります。